

# 宗像市防災対策基本条例（概要）

## 第1章 総則

|            |   |
|------------|---|
| 目的         | 市、市民及び事業者の責務、施策の基本的事項を定めることにより、防災対策を総合的かつ計画的に推進し、災害による被害の最小化を図り、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする 【第1条】 |
| 定義         | 災害、防災、市民、事業者、帰宅困難者、外出者、要配慮者、避難行動要支援者、コミュニティ運営協議会、自治会、自主防災組織、地区防災計画、避難支援等関係者等を定義 【第2条】               |
| 基本理念       | 防災対策は、自助、共助、公助の考え方にに基づき、市、市民及び事業者がそれぞれの責務と役割を果たし、相互に連携して取り組む 【第3条】                                  |
| 防災対策に関する組織 | (1) 宗像市防災会議<br>(2) 宗像市災害対策本部 【第4条】  |

## 第2章 自助、共助及び公助

|         |   |   |
|---------|---|---|
| 自助      | 市民  | (1) 防災知識及び意識の向上、災害から自己の安全を確保<br>(2) 建築物の安全化、出火防止、備蓄の確保等の備え 【第5条】  |
|         | 事業者   | (1) 施設の安全確保、従業者・来所者の保護、災害情報の提供<br>(2) 一斉帰宅の抑制、3日分の飲料水等及び帰宅困難者用の備蓄を確保<br>(3) 教育施設、保育施設等の利用者への待機指示・安全確保<br>(4) 事業継続計画の策定・検証 【第6条】 |
|         | 外出者   | (1) むなみに移動せず、災害時の混乱防止に努める<br>(2) 家族との連絡手段の確保、徒歩による帰宅経路の確認<br>(3) 帰宅困難者の自己の安全の確保、帰宅に関する情報収集 【第7条】                                |
| 共助      | 市民  | (1) 負傷者の救護、避難行動要支援者の援護、帰宅困難者対策等の応急活動への協力<br>(2) 相互に協力して自らの生活の再建、居住地域の復興に努める<br>(3) 自発的な防災訓練への参加、教訓の伝承 【第8条】                     |
|         | 事業者   | (1) 地域における防災活動、市の防災対策への協力<br>(2) 被害の防止、被災市民の生活再建・安定、都市の復興への最大の努力<br>(3) 帰宅困難者対策への取組み<br>(4) 要配慮者の安全確保 【第9条】                     |
|         | 外出者   | (1) 市・防災関係機関の応急対策への協力<br>(2) 帰宅困難者は、相互協力による安全な帰宅に努める 【第10条】   |
| 市の責務    | (1) 市民の生命、身体等の保護、市民生活の再建・安定、被災市街地の復興<br>(2) 国・県・市町村との事前調整、市民・自主防災組織等との連携・協力<br>(3) 地域防災計画に基づく、防災対策の実施<br>(4) 業務継続計画の策定、検証<br>(5) 避難行動要支援者に対する施策の推進<br>(6) 職員の防災に関する知識・技術の習得<br>(7) 地区防災計画を地域防災計画に定める必要性の判断 【第11条】 |   |
| 小中学校の責務 | (1) 児童、生徒及び教職員の生命、身体等の保護、早期の学校再開<br>(2) 施設内への待機指示、児童等の安全確保に必要な措置<br>(3) 災害及び防災に関する教育の実施<br>(4) 指定避難所の運営に対する必要な支援 【第12条】   |   |

## 第3章 予防対策

|                |   |            |   |
|----------------|---|------------|---|
| 防災意識の向上及び防災教育  | (1) 市民の防災に関する知識及び意識の向上への支援<br>(2) 防災教育の充実、支援 【第13条】   | 防災訓練       | (1) 防災訓練の積極的な実施<br>(2) 自主防災組織による防災訓練の実施<br>(3) 防災訓練の円滑な実施への必要な措置、支援 【第17条】  |
| 自主防災組織         | (1) 資機材等の整備、訓練の実施等への支援<br>(2) 活動促進を図るための防災リーダーの育成<br>(3) ネットワークづくりの促進<br>(4) コミュニティ運営協議会・自治会の自主防災組織の結成<br>(5) 資機材の整備、防災訓練の実施<br>(6) 自主防災活動への協力及び参加 【第14条】 | ボランティアへの支援 | (1) 円滑な活動のための活動拠点の提供等の支援<br>(2) 関係機関との連携によるボランティアの育成 【第18条】   |
| マンションの防災対策     | (1) 物資の備蓄、手引きの作成、防災訓練の実施<br>(2) 居住者相互及び地域住民との良好な関係作り<br>(3) 落下物による危険防止措置、災害対策施設設置<br>(4) 防災対策推進のための必要な支援 【第15条】   | 防災まちづくりの推進 | (1) 都市基盤の整備、密集市街地の改善等の推進<br>(2) 市民等の参加と協働によるまちづくり<br>(3) 公共施設の耐震性等の強化、施設利用者の安全確保<br>(4) 民間建築物等の耐震性等の確保、所有者等に対する適切な助言・指導<br>(5) 水防に関する体制確立、対策 【第19条】 |
| 避難行動要支援者に対する施策 | (1) 救助・救援する体制整備への支援<br>(2) 避難行動要支援者名簿の作成、同意の外部提供<br>(3) 災害発生時の名簿の外部提供<br>(4) 名簿情報の漏えい防止のための必要な措置<br>(5) 名簿情報に係る秘密の漏えい禁止<br>(6) 避難行動要支援者の協力 【第16条】         |            |   |

## 第4章 応急対策

|           |   |              |  |
|-----------|---|--------------|--|
| 応急体制の整備   | 関係機関と連携を図り、資機材整備、物資備蓄、緊急輸送、医療救護等の必要な措置を講ずる 【第20条】   | 帰宅困難者対策の実施   | (1) 国、県等との連携及び協力による必要な措置<br>(2) 公共施設の一時的滞在施設の指定、協定の締結による民間施設確保の要請<br>(3) 一時的滞在施設の運営に必要な体制の整備 【第23条】    |
| 避難所等      | (1) 指定避難所の開設<br>(2) 指定避難所への物資の備蓄及び資機材の整備<br>(3) 相互協力による指定避難所運営体制の整備<br>(4) プライバシー確保、心身の状況や性別等への配慮、良好な環境確保<br>(5) 指定避難所代替施設の確保<br>(6) 避難路確保、誘導方法の確立及び周知<br>(7) 福祉避難所の開設 【第21条】 | 他の地方公共団体との協定 | (1) 他の地方公共団体及び事業者との相互応援協定による連携の確保<br>(2) 協定未締結の地方公共団体及び事業者への支援要請<br>(3) 市の区域外における被災地の復旧及び復興支援 【第24条】   |
| 情報伝達体制の整備 | (1) 耐災害性の高い、多様な情報伝達手段の整備<br>(2) 被災情報の市民、自主防災組織等への提供要請と協力<br>(3) 高齢者、障害者、外国人等への配慮 【第22条】   | 放射性物質対策等の実施  | (1) 放射線量の測定等の実施、市民への情報提供<br>(2) 除染等の対策の実施<br>(3) 電力不足対策時の方針決定、節電対策の実施<br>(4) 節電対策実施の市民への周知、協力要請 【第25条】 |

## 第5章 復興対策

|      |  |
|------|--|
| 復興対策 | (1) 国、県、関係機関等と連携による復興対策の推進<br>(2) 市、市民、事業者の協働による総合的、計画的な推進<br>(3) 必要に応じ災害復興本部の設置<br>(4) 災害復興基本方針の策定<br>(5) 災害復興基本方針に基づく、災害復興基本計画の策定<br>(6) 市民及び事業者の意見の十分な反映 【第26条】 |
|------|--|